

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南陽市	宮内地区(宮内)	令和3年3月9日	令和5年12月28日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積(令和5年10月末現在)	202.0ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	123.8ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	89.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	59.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.7ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計(今後の農地の引受け意向-現状)	18.1ha
⑤地区内の中心経営体数	33経営体
(備考)上記②及び③については、令和元年11月に実施したアンケート調査結果	

注1:③の「60才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。(四捨五入等の関係で、合計が合わない可能性があります。)

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

北部、銀杏、東部、六角町、吉野町、和泉町、内原:水田については担い手へ集約されているが、果樹については集約が進んでいない。原因としては、各自が多品種を栽培しており、傾斜地もあり、団地化ができない。機械化も難しい。放出手の農地が増加する中、樹種が混在しており、担い手も中々引き受けづらい。

新丁、富貴田、本町、砂子田、桐町、田町、柳町、別所、南町:現状、地区の担い手だけでは不十分であり、幅広く担い手を増やしていく必要性がある。

担い手が不足しており、地区内農業者だけでは、今後手放された農地を引き受けることは難しい。

果樹農家が多く集まっているため、特に集約化という部分が難しい。

獣害も増えている。中山間地の果樹園では、傾斜により電気柵設置も難しい。営農継続の壁という意識がある。今は何が起るかわからず、農作物の価格も動くので、経営計画をたてるのも難しくなっている。農家が価格を決められるしくみになっていない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

宮内地区全域:現在プランに記載の中心経営体の集約を基本として、受けきれない部分は幅広く担い手を探していく。条件の良い農地については、農業委員、農地利用最適化推進委員をはじめJA等各関係機関より情報収集に努めてもらい、地域の話合いの中で効果がでるよう、中心経営体に集約していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>○ 農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、89,365.8㎡となっている。(令和元年11月に実施したアンケート調査結果)</p>
<p>○ 農地中間管理機構の活用方針 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>○ 基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化が図れるよう、活用可能な土地改良事業について検討する。</p>
<p>○ 新規・特産化作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いりんご、ラフランス、さくらんぼなどの園芸作物の生産、近年需要のあるアスパラガス等の生産に取り組む。</p>
<p>○ 鳥獣被害防止対策の取組方針 市補助金を活用した電気柵設置を中心に、猟友会等組織と連携した捕獲体制の構築等を検討する。中山間地での果樹園では、傾斜により電気柵の設置が難しいところもあるため、個体を減らす要望を行いたい。</p>
<p>○ 災害対策への取組方針 多面的機能、中山間直接支払交付金事業における集落協定の取り組みにより、農地保全につとめる。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項) ※令和元年11月に実施したアンケート調査結果

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	宮内地内	89365.8		294559.6
2				
3				
	計	89365.8		294559.6

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。